

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年4月28日（令和3年（行情）諮問第175号）

答申日：令和3年9月16日（令和3年度（行情）答申第250号）

事件名：2020年に米国が思いやり予算について4～5倍の金額を要求した根拠となる資料等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年12月21日付け防官文第20301号により防衛大臣（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「防衛大臣」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

おもいやり予算は、国民の税金で支はられておりなぜアメリカ合衆国が、おもいやり予算を4～5倍の要求してきたのか、国（防衛省）は国民に対して、説明の義務がある。

ア 日本国は、他の国（ドイツ、イタリア、カンコク等）の国により、多額のおもいやり予算を支はらっており、なぜアメリカは、いままでより4～5倍のおもいやり予算を要求してきたのか、

日本が第二次世界大戦で、敗北したからか、

また、日本人が、日本人の手で、第二次大戦の戦争犯罪者を裁いてないからか、

イ 日本が多額のおもいやり予算を支はらっているのか、アメリカは、世界のいたる所で、戦争を起しているのではないのか、それにまして4～5倍のおもいやり予算を要求したと言う事は、アメリカは、もっと戦争を起そうとしているのか、

ウ アメリカは海兵隊（マリン）の規模の縮小をさけるため、日本に海

兵隊の負担を要求してきたのか、

エ 日本が、多額のおもいやり予算を支はらっているのに、日本の平和
と外交が、おろそかになっているのではないかと、また中国、北朝鮮、
カンコクとの外交はどうなのか、

中国、北朝鮮とは、以前より軍事的に、緊張感が、高まっているが、
日本は、おもいやり予算にたよりすぎて平和的外交を努力していない
のではないかと、

また、アメリカも平和的外交を努力していないのではないかと、

また、別紙の資料として、A A F E S が、おもいやり予算を不正に、
使用した、資料を添付する、

以上の事から、情報開示を請求する、

(2) 意見書

ア 防衛大臣の説明によると、(我国と他国との信頼関係が損なわれ、
他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、)と説明してい
るが、不利益を被るおそれであって、また不利益にならないとも説明
している。また防衛大臣は、(我国と他国との交渉状況が推察され、
我国と他国との信頼関係が損なわれ他国との交渉上不利益を被るおそ
れがあることから)と説明があるが、日本政府、防衛大臣、防衛省は、
日米同盟と言うが、同盟国だったら、アメリカ側からの4~5倍のお
もいやり予算の要求の根拠を国民に説明すべきである。

また、信頼関係とは何を根拠として、日本とアメリカ合衆国の信頼関
係とっているのか、説明がない。

防衛大臣、防衛省はアメリカにおもいやり予算や、アメリカ軍に基
地を提供する事や、米軍人等がルール(規則等)違反を見のがす事が
信頼関係と言っているのか。

イ (略) A A F E S の車両、が日本の道路運送車両法(ブレーキ装置、
連結装置等)に違反していたにもかかわらず、沖縄防衛局、法務省は、
その車両は日本の公道で走行する事は違反ではないと決めた、しかし
ながら先日、米軍関係者に聞いたところ、A A F E S 等は、沖縄県が
復帰してから米軍内、日本の公道でも、日本の道路運送車両法を適用
していると話しました。

また、カンコク、ドイツでも、A A F E S 等の会社では、その国の
道路運送車両法を持っています。

日本の防衛省、法務省は在日米軍、米軍諸機関に対して、日本の法
立を順守させるよう務めるべきではないのか。

(略)

沖縄防衛局は、アメリカ合衆国に対して、信頼を失なう事をしてい
るのではないかと。

(略)

防衛省は、おもいやり予算で、天下りや業者等が儲かる事が、1番だと考えているのではないかと思ってしまう。

以上の事からアメリカ合衆国が4～5番のおもいやり予算を要求した根拠となる資料を開示すべきである。

また、日本政府、地方自治体等は、国民が知る権利や、国民に知らせる事を正しく起なっていないのではないのか、思っている。

今まのままでは、アメリカ合衆国の戦争にまきこまれていくのではないかと心配しています。

また、第二次大戦になぜ日本は突進んだのか、今、考えるときではないのか

第二次大戦、戦前、戦中、戦後、も、国民に対して正しい情報が、知らされていたのか、まちがった情報で戦争に突き進み、敗戦になったのではないのか。

その結果、日本はGHQによって裁判にかけられたが、

我々日本人が、第二次大戦（敗戦）を総括し、戦争犯罪人は裁いてない事が、重大な事だと言える。

したがって日本政府、地方自治体等は、国民の知る権利をいかに正しく知らせるかが、日本国の安定、平和につながると言える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書については、令和2年12月21日付け防官文第20301号により、法8条の規定に基づき存否の応答を拒否する不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の法8条該当性について

本件対象文書の全てについては、その存否を明らかにした場合、我が国と他国との交渉状況が推察され、我が国と他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、当該文書の存否を明らかにするだけで法5条3号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否の応答を拒否する原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「おもいやり予算は、国民の税金で支はられておりなぜアメリカ合衆国が、おもいやり予算を4～5倍の要求してきたのか、国（防衛省）は国民に対して、説明の義務がある。」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の全てについては、その存否を明らかにした場合、我が国と他国との交渉状況が推察され、我が国と

他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、当該文書の存否を明らかにするだけで法5条3号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月3日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月8日 審議
- ⑤ 同年9月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書について、その存否を答えることにより、法5条3号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めるが、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、上記第3の3に補足して、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、本件開示請求を受け、開示請求文言にいう「おもいやり予算」とは、その記載内容等から、防衛省関係予算のうち、在日米軍駐留経費負担を指すと解釈した。

さらに、「2020年、アメリカ合衆国から、おもいやり予算が、今までより4～5倍の金額が、要求されている」及び「アメリカ合衆国が、4～5倍の金額が要求」という文言から、本件開示請求は、2020年に米国と日本国の間で行われた2021年度からの在日米軍駐留経費負担に係る交渉に際して、米国側が提示した具体的な要求内容（要求額）に関する行政文書を求めるものと理解した。

イ 他国からの要求の有無については、外交関係の機微な情報であるところ、2020年に米国が今までより4ないし5倍の金額の在日米軍駐留経費負担を要求したかどうかという事実の有無を明らかにした場合、米国から金額に関する具体的な要求があったかどうかは明らかと

なり，要求があったとすれば，その具体的な金額までも明らかとなるものである。

ウ 原処分時に未定であった2021年度（令和3年度）の在日米軍駐留経費負担の予算額については，諮問時（令和3年4月28日）には確定しており，防衛省ウェブサイト等において公表している。しかしながら，2021年度（令和3年度）の在日米軍駐留経費負担に関する米国からの要求の有無，すなわち米国との交渉の中で議論された具体的な金額等，交渉の詳細な内容については公表していない。

エ したがって，2020年に米国が今までより4ないし5倍の金額の在日米軍駐留経費負担を要求したかどうかという事実の有無を明らかにするだけで，我が国と他国との交渉状況が推察され，我が国と他国との信頼関係が損なわれ，他国との交渉上不利益を被るおそれがあり，当該文書の存否を明らかにするだけで法5条3号に規定する不開示情報を開示することとなる。

（2）以下，検討する。

本件開示請求の内容に鑑みると，本件対象文書が存在しているか否かを答えることは，2020年に米国が従来に比較して4ないし5倍の金額の在日米軍駐留経費負担を要求した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められ，上記（1）イの諮問庁の説明は首肯できる。

また，諮問庁から提示を受けた防衛省ウェブサイトにおいて公表されている情報を確認したところ，上記（1）ウの諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められず，本件存否情報が明らかになれば，我が国と他国との信頼関係が損なわれ，他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある旨の上記（1）エの諮問庁の説明は否定し難く，本件存否情報は，法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって，本件対象文書の存否を答えるだけで法5条3号の不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定により，その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号に該当するとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については，当該情報は同号に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦，委員 塩入みほも，委員 常岡孝好
別紙（本件対象文書）

2020年，アメリカ合衆国から，おもいやり予算が，今までより4～5倍の金額が，要求されているが，アメリカ合衆国が，何に使用するのかの資料
アメリカ合衆国が，4～5倍の金額が要求した根拠となる資料